

安全・安心な雪下ろし支援事業費補助金を交付します

雪下ろしの安全対策および負担軽減を図るための工事を行った方に対して補助金を交付します。要件等については次のとおりです。補助金の交付を希望される方は、7月8日(金)まで町住民生活課へご連絡ください。

交付予定 ●平成29年1月～3月

補助率 ●2分の1(上限額10万円)

補助件数 ●4件(先着順となります)

対象世帯 ●次のいずれかを満たす世帯
 ・65歳以上の高齢者が居住している世帯
 ・身体障害者手帳の交付を受けている者が居住している世帯

対象工事 ●

雪下ろしの安全対策等に要する5万円以上の工事

- ・固定式はしご、はしご脱落防止器具等の設置または取替工事
- ・落雪を防止するための屋根改修工事や雪止め金具、落雪防止装置等の設置または取替工事
- ・屋根の雪を溶かすための融雪装置の設置または取替工事

2回目の古着・古布回収を実施します

町内における「燃やせるごみ」の量を減らすため、今年度も古着・古布の回収を実施しています。皆さまのご協力により、1回目の回収量は約3.5トンとなりました。回収した古着・古布はリサイクルとして、日本国内だけでなく海外でも利用されます。皆さまのご協力をお願いします。

回収日時 ●7月10日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ●美郷中学校セミナーハウス
 (旧トレーニングセンターみさと) 隣り車庫

回収物 ●古着、下着類、シーツ、毛布、タオル類など
 ※羽毛や綿が入っているもの、ペットに使用したものは回収できません。詳細については町住民生活課までお問い合わせください。

回収方法 ●透明または半透明な袋に入れて口をつないで持参してください。

注意事項 ●段ボールや紙袋に入れた状態では受け取りできません。新品の衣類等は値札や包装紙など、クリーニング後の衣類等はお店のタグなどを外してください。

併せて使用済みの小型家電製品も回収します

小型家電製品に含まれるレアメタルのリサイクルを進めるため、不要になった小型家電製品を「役場庁舎・学友館・公民館」の3カ所に設置している回収ボックスにより回収しています。今年度も、古着・古布回収に併せて小型家電製品を回収していますので、皆さまのご協力をお願いします。

回収日時 ●7月10日(日) 午前9時～午後4時

回収場所 ●美郷中学校セミナーハウス
 (旧トレーニングセンターみさと) 隣り車庫

回収する小型家電

大きさが25cm×15cm以下のもの

アダプター、MD・MP3 プレーヤー、携帯電話、ゲーム機、電卓、電子辞書、デジタルカメラ、メモリーカード、充電器など、小型電子電気機器

回収しないもの

テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコン、パソコン本体、単独の電池、CDやDVDなどの記録媒体

第2回水環境マイスター養成講座の受講生を募集しています

地域の水環境保全活動のリーダーとなる人材を育成するため、「水環境マイスター養成講座」を開催します。町や学校、住民団体等が主催する水環境学習会などに指導者、支援者として、「未来に誇れる美しい郷づくり」に参画して下さる方をお待ちしています。また、「マイスターまでは考えていないけれど、水環境についてもっと知りたい」という向学心にあふれている方も歓迎です。

日時 ●7月9日(土) 午後1時30分～午後4時30分

会場 ●美郷町中央ふれあい館

講師 ●秋田大学大学院 工学資源学研究所附属
 理工学研究センター 助教 網田 和宏 氏

申込方法 ●7月7日(木)まで電話で下記へお申し込みください。

病児・病後児保育施設利用料の一部を助成します

病気療養中または病気回復期のため、集団保育が困難な乳幼児を一時的に預かる病児・病後児保育施設を利用した園児の保護者の方に、負担した保育利用料の2分の1の額（10円未満切り捨て）を助成します。対象となる方はお申し込みください。

■次の要件のすべてを満たす場合に助成を受けることができます。

- ・生後2カ月を経過し、認定こども園・幼稚園・保育園に入園中であること
- ・病気療養中または病気の回復期で入院治療は必要ないが安静の確保に配慮が必要なため、集団保育が困難であること
- ・保護者や家族が働いているため、家庭での保育を受けることが困難であること

■次の書類を揃え、利用終了後30日以内に各園にお申し込みください。助成金交付申請書と請求書は各園にあります。

- (1) 助成金交付申請書
- (2) 助成金請求書
- (3) 請求書に記載した口座が確認できる通帳の写し
- (4) 利用承諾書の写し
- (5) 支払い済み領収書

申し込み
問い合わせ

千畑なかよし園 ☎0187(85)3115
六郷わくわく園 ☎0187(84)0023
仙南すこやか園 ☎0187(83)2100

問 町教育委員会 教育総務課 教育総務班 ☎0187(84)4914

介護保険事務所からのお知らせ

平成28年度介護保険料の納付について

～介護保険は介護を社会全体で支える制度であり、保険料はこの制度を支える大切な財源です～

65歳以上の方（第1号被保険者）の介護保険料は所得や住民税課税状況によって決定し（表参照）、納め方は納付書や口座振替で納める普通徴収と年金からの差し引きで納める特別徴収に分かれます。介護保険料額のお知らせは7月中旬に発送します。

■普通徴収

7月中旬送付の納付書により納めます。納め忘れを防ぐため、口座振替の利用をお勧めします。

（口座振替の申し込み用紙は金融機関窓口にあります。）

普通徴収の対象となる方は、年金の年額が18万円未満または受給していない方、4月1日の時点で年金を受けていない方、平成28年度中に65歳になる方などです。

■特別徴収

年金支給月（偶数月）に年金からの差し引きによる納付となります。

表【平成28年度介護保険料】

段階	区分(平成28年度の住民税課税状況等)		保険料(年額)	
第1段階	世帯全員が 住民税非課税	生活保護を受給している方 本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	32,940円	基準額×0.45
第2段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円以下の方	45,750円	基準額×0.625
第3段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円を超える方	54,900円	基準額×0.75
第4段階	住民税課税世帯 (本人非課税)	本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	64,050円	基準額×0.875
第5段階		本人の前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円を超える方	73,200円	基準額
第6段階	住民税課税世帯 (本人課税)	本人の前年の合計所得金額が120万円未満の方	91,500円	基準額×1.25
第7段階		本人の前年の合計所得金額が120万円以上、190万円未満の方	95,160円	基準額×1.3
第8段階		本人の前年の合計所得金額が190万円以上、290万円未満の方	109,800円	基準額×1.5
第9段階		本人の前年の合計所得金額が290万円以上の方	128,100円	基準額×1.75

問い合わせ

介護保険事務所
町福祉保健課

指導監査班
地域包括支援班

☎0187(86)3911
☎0187(84)4907